

要支援 1、2 の認定を 受けたかたへ

いつまでも
元気で

自分らしく

いきいきと

住み慣れた地域で暮らせるように支援します。

サービス利用のご案内

1	認定結果について	1
2	認定の有効期間と更新について	1
3	在宅での介護予防サービスの利用手続きについて	2
4	ケアプランの作成について	3
5	介護保険負担割合証について	3
6	介護予防サービス支給限度額について	4
7	在宅サービスについて	4
8	施設サービスについて	5
9	日立市に申請が必要なサービスについて	5
10	利用者負担の軽減について	7
11	地域密着型サービス事業所一覧	11
12	介護保険制度や高齢者の日常生活に関する相談窓口一覧	12

日立市介護保険課

電話 0294 (22) 3111

IP電話 050 (5528) 5079、5080

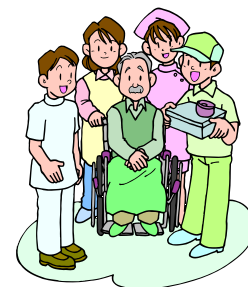
内線 212~217

1 認定結果について

同封の結果通知・介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証をご確認ください

介護保険制度による介護予防サービスを利用することができます。

介護予防サービスを利用するには、地域包括支援センターが作成した介護予防サービス計画（以下、「ケアプラン」といいます。）が必要となり、サービスの利用等についての相談や支援を受けることができます。

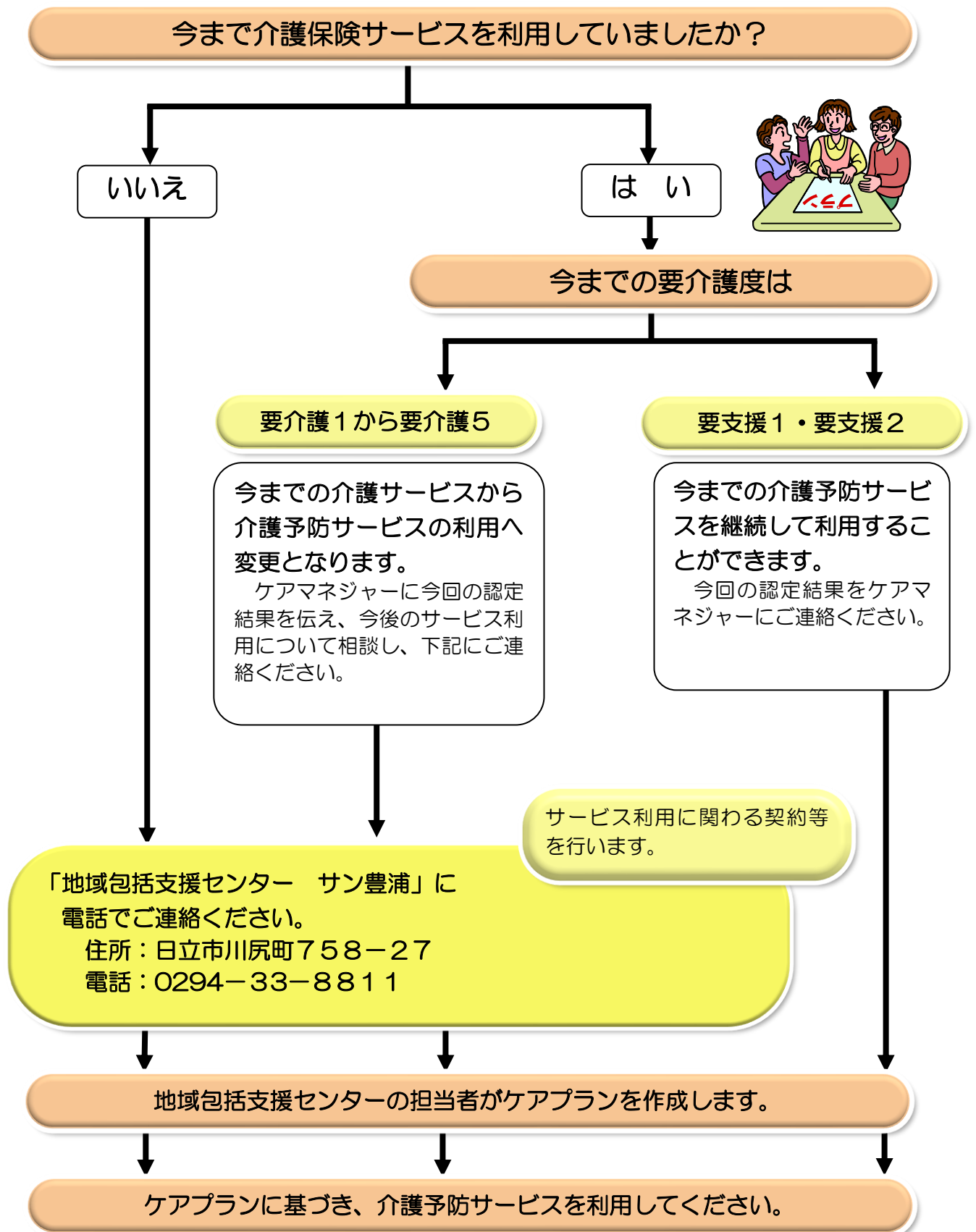


2 認定の有効期間と更新について

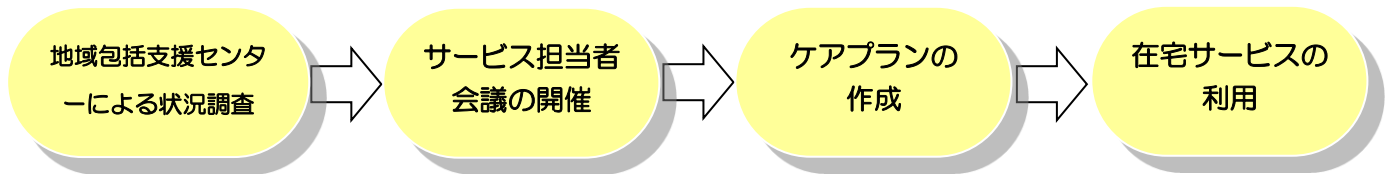
- (1) 同封の結果通知及び介護保険被保険者証をご確認ください。
- (2) 更新認定（次回の申請）については、次の点にご留意ください。
 - 介護サービスを継続して利用したい場合は、更新手続きが必要です。
 - 更新認定の申請は、有効期間の満了日の60日前から行うことができます。
- (3) 心身の状態が変化した場合の認定の見直しについて
 - 有効期間に関係なく、認定の変更申請（区分変更申請）を行うことができます。
 - サービスを利用しているかたは地域包括支援センターにご相談ください。
 - サービスを利用していないかたは介護保険課にご相談ください。

3 在宅での介護予防サービスの利用手続きについて

下記の手順で介護予防サービスをご利用ください。



4 ケアプランの作成について



要支援者のケアプランは利用者ご本人の心身の状態や環境・生活歴等を把握してご本人の力を引き出せるよう、また、在宅での生活が過ごしやすいように地域包括支援センターとご本人、ご家族、サービス担当者で検討します。（地域包括支援センターから居宅介護支援事業所にケアプランの作成を委託することがあります。）

(1) 契約書の内容等をよく確認しましょう。

介護保険のサービスは、ケアマネジャーをはじめ、サービスを利用する場合には事業者との契約に基づいてサービスが提供されます。契約のときは家族などに立ち会ってもらい、納得したうえで契約書にサインしましょう。

(2) サービス担当者会議で検討しましょう。

ご本人の力を引き出せるように、ご本人・ご家族・サービス担当者が集まり話し合います。また、サービス内容を変更したい場合や状態が変わったときなども、サービス担当者会議でご本人やご家族、サービス提供事業者等で話し合います。

5 介護保険負担割合証について

サービスを利用する際は、同封の「介護保険負担割合証」と「介護保険被保険者証」をいっしょに提示してください。

負担割合は個人ごとに決まりますので、同じ世帯に2人以上の介護サービス利用者がある場合、それぞれ負担割合が異なる場合があります。算定方法等は負担割合証についている送付状の裏面を御確認ください。

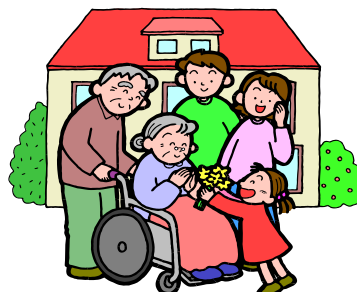
※転入してきたばかりのかたについては、所得照会をする都合により後日の発送となる場合があります。

6 介護予防サービス支給限度額について

介護保険のサービスは、要介護状態区分に応じて支給限度額が決められています。サービスにかかる費用のうち利用者の負担は1割、2割または3割ですが、限度額を超えてサービスを利用した場合には、超えた分の費用は利用者負担となります。

介護度	支給限度額(標準地域)
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円

*介護サービス事業所の所在地等により、支給限度額が変わります。詳しくは、地域包括支援センターまたはケアマネジャーにご相談ください。



7 在宅サービスについて

地域包括支援センターまたはケアマネジャーにご相談ください

★印は地域密着型サービスといい、日立市に住民票があるかたが利用できるサービスです。

(1) 訪問を受けて利用するサービス

- 基準型訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

(2) 通所して利用するサービス

- 基準型通所介護（デイサービス）
- 通所リハビリテーション（デイケア）
- ★認知症対応型通所介護
- ★小規模多機能型居宅介護（利用したい場合には直接事業所にご相談ください）



(3) 宿泊して利用するサービス

- 短期入所生活／療養介護（ショートステイ）

(4) その他のサービス

- 福祉用具貸与
（貸与品目によって一定の条件があるので、地域包括支援センターやケアマネジャーに必ずご相談ください。）
- 福祉用具購入費の支給
- 住宅改修費の支給

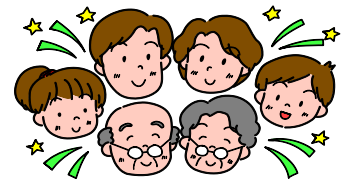
8 施設サービスについて

施設に直接ご相談ください

- 特定施設入居者生活介護
- ★ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
* 認知症対応型共同生活介護は要支援2のかたが利用できます。

9 日立市に申請が必要なサービスについて

事前に介護保険課にご相談ください



(1) 緊急短期入所サービス

介護をしているかたが緊急の理由（病気や事故、冠婚葬祭など）により介護に当たれなくなった場合に、支給限度額とは別枠で短期入所サービスを利用することができます。

利用できる日数

要介護等認定有効期間6か月当たり7日まで

利用方法

利用する施設に直接申し込んでください。

申請に必要なもの

- 緊急短期入所サービス費支給申請書
- 領収書（本人名義）
- サービス提供証明書
- 介護保険被保険者証
- はんこ
- 緊急の理由が分かるもの（薬袋、会葬礼状等）

(2) 福祉用具購入費の一部助成

入浴や排せつに使われる福祉用具を指定事業者から購入した場合、年間10万円を限度にその9割、8割または7割に相当する額が支給されます。対象となる福祉用具には要件があるので、購入の前に必ずケアマネジャーや事業所の福祉用具専門相談員にご相談ください。

対象となる福祉用具

- 腰掛便座
- 入浴補助用具
- 簡易浴槽
- 移動用のリフトのつり具
- 自動排泄処理装置の交換可能な部品

申請できるかた

日立市の被保険者で、在宅で生活している要介護・要支援の認定を受けたかた

利用方法

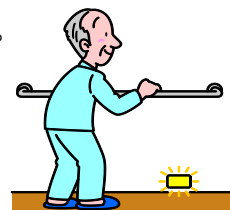
指定事業者で購入してください。

申請に必要なもの

- 領収書（本人名義）
- 福祉用具のパフレットのコピー（メーカー名、規格のわかるもの）

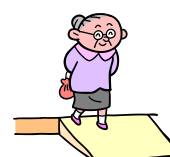
(3) 住宅改修費の一部助成

- 事前の申請により、20万円を限度に、その9割、8割または7割に相当する額が支給されます。
- 改修額の合計が20万円までなら何度でも申請することができます。
- ただし、20万円を超えた改修部分は全額自己負担となります。
- 施行業者を決める際は、複数の業者から見積りを取り、アフターサービスの内容や費用の比較などを確認したうえで決定してください。
(※住宅とは、介護保険被保険者証記載の住所の住宅です。)



対象となる住宅改修

- 手すりの取付け
- 段差の解消
- 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- 引き戸等への扉の取替え
- 洋式便器等への便器の取替え
- その他、上記の改修に伴って必要となる住宅改修



申請できるかた

日立市の被保険者で、在宅で生活している要介護・要支援の認定を受けたかた
(※入院・入所中でも事前申請できます。ただし、支給申請時には退院・退所していることが条件です。)

利用手順

工事着工前に担当のケアマネジャー、または、介護保険課にご相談ください。必要書類も事前に提出してください。

① 事前届出

【必要書類（改修前）】

- 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請に係る届出書（事前確認用）
- 住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャー、住環境コーディネーター等による記録が必要です）
- 簡易な平面図（工事箇所・工事内容が分かるように表記する）
- 改修前の写真（撮影日付入り）
- 住宅改修に要する費用の見積り
- 住宅の所有者の承諾書（住宅の所有者が申請者ではない場合のみ）

② 確認通知、工事の施工・完了

- 介護保険課からご本人へ提出書類の確認通知が届きます。
- 確認通知が届いてから改修工事を施工してください。

③ 支給申請

工事完了後、必要書類を添付し申請してください。

【必要書類（改修後）】

- 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- 完了報告書
- 変更後の内訳書（事前申請との相違があった場合のみ）
- 改修に要した費用の領収書（本人名義）
- 改修後の写真（撮影日付入り）

10 利用者負担の軽減について

利用者ご本人及び世帯全員の所得などの状況により、利用者負担が軽減されることがあります。

事前に介護保険課に申請してください

(1) 介護予防短期入所サービスの居住費（滞在費）・食費負担の軽減

収入、課税所得に応じて居住費（滞在費）・食費負担を軽減する制度です。なお、要件に該当するかたには申請に基づき、**介護保険負担限度額認定証**を交付します。

対象者

世帯全員が市民税非課税で、利用者負担段階が第1段階から第3段階のかた

利用者負担段階	要件
第1段階	・老齢福祉年金を受けていて、世帯全員が市民税非課税のかた ・生活保護を受けているかた
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下のかた
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、利用者負担段階が第1・第2段階以外のかた
第4段階	・上記以外のかた（市民税が課税世帯のかた）

次の要件に該当するかた

- ①配偶者も市民税非課税であること。世帯分離していても、配偶者が課税の場合は対象外。
- ②預貯金・有価証券・現金・負債などの資産の合計が、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下であること。

合計所得金額は長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額、年金所得を差し引いた金額となります。

利用者負担段階

() 内は月額

	食費	居住費等					
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室(特養)	従来型個室(老健・療養)	多床室(特養)	多床室(老健・療養)
基準費用額	1,392	2,006	1,668	1,171	1,668	855	377
第1段階	300	820	490	320	490	0	0
第2段階	390	820	490	420	490	370	370
第3段階	650	1,310	1,310	820	1,310	370	370

- ※ 居室の種類 ユニット型個室（共用スペースを併設し。完全に仕切られている個室）
 ユニット型個室的多床室（共用スペースを併設し、壁と天井に隙間のある個室）
 従来型個室（共用スペースを併設しない個室）
 多床室（共用スペースを併設しない相部屋）

※ 利用者負担第4段階でも、居住費及び食費の軽減がされる場合があります。

利用者負担第4段階の場合であっても、例えば、高齢夫婦二人暮らしで一方が介護保険施設に入所または入院した場合、在宅で生活する配偶者の収入が一定額以下となる場合などには入所にかかる居

住費及び食費が軽減されます。要件に該当するかたには、申請に基づき、**介護保険負担限度額認定証**を交付します。

申請に必要なもの

- 介護保険負担限度額認定申請書
 - 介護保険被保険者証
 - はんこ
 - 預貯金等額の金額等が分かる書類のコピー（名義人、直近2ヶ月以内の残高が分かる部分）
- ※配偶者がいる場合は、配偶者名義の書類のコピーも必要

(2) 訪問介護サービスの利用者負担の軽減

世帯全員が市民税非課税のかたは、利用者負担が通常の10%から6%に軽減されます。なお、要件に該当するかたには、申請に基づき、**訪問介護等利用者負担額減額認定証**を交付します。

軽減内容

訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を利用した場合の利用者負担が通常の10%から6%に軽減されます。

申請に必要なもの

- 訪問介護等利用者負担額減額申請書
- 介護保険被保険者証
- はんこ

その他

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」にもとづくホームヘルプサービスにおいて自己負担が免除されていたかたは、利用者負担も免除される場合があります。詳細については、介護保険課にお問い合わせください。

(3) 社会福祉法人等による利用者負担の軽減

社会福祉法人が運営主体となって提供している介護サービスについて、法人が利用者負担を軽減する制度です。なお、要件に該当するかたには、申請に基づき、**社会福祉法人等利用者負担軽減確認証**を交付します。

対象者

世帯全員が市民税非課税のかたで、次の①～⑤に該当するかた

- ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと

※生活保護のかたも対象となる場合があります。詳しくは介護保険課にご相談ください。

対象となるサービス

軽減対象サービス	軽減対象経費 ※日常生活費は軽減されません。
① 基準型訪問介護	介護サービス費の利用者負担分
② 基準型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	介護サービス費の利用者負担分、食費
③ 介護予防短期入所生活介護（特別養護老人ホームなどへのショートステイ）	介護サービス費の利用者負担分、食費及び滞在費
④ 介護予防小規模多機能型居宅介護	介護サービス費の利用者負担分、食費及び宿泊費

減額割合

軽減対象経費の1/4（ただし、老齢福祉年金受給者のかたは1/2）

申請に必要なもの

- 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書
- 収入等申告書
- 世帯全員の収入、預貯金等の額の分かる書類（※年金額支払通知書、源泉徴収票、確定申告書の写し、預貯金通帳など）
- 介護保険被保険者証
- はんこ

(4) 高額介護サービス費の支給

《制度の内容》

介護保険のサービスを利用し、その費用（施設利用の食費・居住費などを除く）の1か月分の支払い（1割、2割または3割の利用者負担額）が一定の上限額を超えた場合、超えた分が払い戻されます。

高額介護サービス費の申請は初回のみで、その後は該当する月に支給されます。2回目以降の申請は必要ありません。対象者には勧奨通知・申請書を送付します。

対象者	高額介護サービス費負担上限額
現役並み所得者(※1)に相当する方がいる世帯のかた	44,400円（世帯）
一般世帯（世帯のどなたかが市民税課税のかた）	44,400円（世帯）(※2)
世帯全員が市民税非課税のかた	24,600円（世帯）
前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下のかた等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給しているかた等	15,000円（個人）

※1 現役並み所得者とは、同一世帯に市民税課税所得145万円以上の65歳以上の方がいて、収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上のかた。

※2 利用者負担が1割の被保険者のみの世帯には、平成29年8月から3年間に限り年間の上限額を446,400円の緩和措置があります。

合計所得金額は長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額、年金所得を差し引いた金額となります。

(5) 高額医療合算介護サービス費の支給

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき！！

《制度の内容》

介護保険と医療保険の自己負担額の合計額が年間（8月から翌年7月利用分の合計額）で限度額を超えた（別表参照）額が500円を超えた場合、申請により超えた分が、「高額医療合算介護サービス費等」として後から支給されます。該当するかたには申請書を送付します。

世帯の年間の自己負担限度額

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満のかた がいる世帯 (限度額)	所得区分	後期高齢者医療制度の かたがいる世帯又は、 70～74歳のかたが いる世帯 (限度額)
901万円超	212万円	課税所得 690万円以上	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得 380万円以上	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得 145万円以上	67万円
210万円以下	60万円	一般 (課税所得 145万円未満等)	56万円
市民税非課税世帯	34万円	所得の少ないかた (市民税世帯非課税のかた)	31万円
		世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になるかた（年金収入のみの場合80万円以下のかた）	19万円



11 地域密着型サービス事業所一覧

① 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ☆事業所に直接お申し込みください。

☆要支援2のかたが利用できます。

	事業所名	住所	TEL	FAX
1	グループホーム福祉の森聖孝園	十王町高原333-6	39-1166	39-1167
2	グループホームハーモニー	十王町伊師3458-1	20-6822	39-0807
3	グループホーム木の実	十王町友部東2-1-19	39-6841	39-6841
4	グループホーム銀友	小木津町1-28-25	43-8741	43-8740
5	ひたちの森ガーデン	小木津町1020	44-8176	43-8872
6	グループホーム花樹ひたち	日高町2-7-10	85-7008	85-7009
7	グループホーム東海荘ひだまり	鹿島町2-12-9	23-3511	23-3555
8	神峰の森	本宮町1-2-13	33-6000	33-6100
9	グループホームひまわり	諏訪町1-20-18	080-1135-2371	35-7151
10	グループホームユートピア	東成沢町3-23-13	25-7322	25-7344
11	グループホームユートピアアネックス	東成沢町3-23-3	25-7366	25-7388
12	グループホームことぶき	大久保町2409-2	34-3338	34-3338
13	グループホームさくらんぼ	桜川町1-1-1	38-3061	38-3062
14	グループホームべんてん	東金沢町2-14-19	28-5680	28-5680
15	グループホームMAO	みなと町10-10	25-5522	25-5711
16	グループホーム久慈浜	久慈町3-4-14	52-6673	54-2729

② 小規模多機能型居宅介護

☆事業所に直接お申し込みください。

No	事業所名	住所	TEL	FAX
1	豊友館	折笠町560-2	44-7501	44-7502
2	ハピネス大安	十王町伊師725-2	33-7854	33-7853
3	きさらぎ	十王町城の丘1-36	33-6001	33-6006
4	神峰の森吉祥	本宮町1-2-13	33-6000	33-6100
5	本宮町クラブ	本宮町5-5-31	32-5577	32-5567
6	鹿島町クラブ	鹿島町2-5-15	59-3300	59-3301
7	らいふホーム高鈴	高鈴町1-16-45	26-7051	23-5575
8	らいふホーム青葉台	西成沢町4-1-1	28-8688	35-7388
9	らいふホーム成沢	中成沢町3-10-1	25-6150	36-9115
10	ひたちの森大吉	西成沢町2-22-40	28-4466	28-4456
11	らいふホーム諏訪	諏訪町2-7-2	36-3133	36-3134
12	らいふホーム大沼	東金沢町5-20-30	25-8122	25-8177
13	ひたちの里風神の湯	石名坂町2-4-1	27-1231	27-1232

③ 認知症対応型通所介護 ☆ケアマネジャーにご相談ください。

No	事業所名	住所	TEL	FAX
1	かねはた	大沼町3-25-10	25-6158	25-6159
2	デイサービスMAOみなと	みなと町10-10	33-5859	33-5869
3	ハッピーケアおおみか	大みか町4-7-9	27-1221	52-7707

12 介護保険制度や高齢者の日常生活に関する相談窓口一覧

介護を必要としているかたやそのご家族の身近な相談窓口です。

ケアマネジャー・ケースワーカー・保健師・看護師などが、介護や保健・福祉サービスの相談や手続きの代行、介護サービスを利用できるように調整を行います。また、サービスの苦情等を受け、関係機関との連絡・調整を図ります。

相談機関名	住所	TEL
地域包括支援センター サン豊浦	川尻町758-27	33-8811
日立市基幹型地域包括支援センター (日立市高齢福祉課内)	助川町1-1-1	22-3111 (内線227)
日立市介護保険課	助川町1-1-1	22-3111 (内線212~217)

